

## 鳥取県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	通所介護	平成21年10月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネデイサービスセンター湖山	鳥取市湖山町東二丁目159-2	〃	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	介護予防通所介護	平成21年10月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネデイサービスセンター湖山	鳥取市湖山町東二丁目159-2	〃	〃
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	通所介護事業所デイハウスのえの家	境港市外江町2680	〃	〃